インターンシップ実習生の取扱いに関する協定書

第１　趣旨

　熊本県（以下「甲」という。）と○○大学（以下「乙」という。）とは、乙からの要請により甲がインターンシップ実習生（以下「実習生」という。）を受入れるにあたって、「熊本県インターンシップ実習生受入実施要領」に基づき、以下のとおり協定する。

第２　目的

甲は、学生に職業意識の向上のため機会を提供するとともに、学生の行政に対する理解を深めることを目的として、乙から実習生を受け入れるものとする。

第３　実習期間

実習生の実習期間は、別紙「受入期間」のとおりとする（土曜日及び日曜日を除く。）。

第４ 実習時間

実習生の実習時間については、８時３０分から１７時１５分とする。

第５　報酬及び費用弁償等

　　甲は、実習生に対して、賃金、報酬、手当及び旅費は支給しない。

第６　実習中の事故責任

乙及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険等に加入し、実習中の事故に際しては、自らの責任において対応しなければならない。

第７　服務

(1)　実習生は、県の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(2)　実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

(3)　実習生が、故意又は過失により前２項の規定に反する行為をした場合は、乙及び実習生は、被害を受けた第三者に対して連帯して責任を負う。

第８　実習証明書

甲は、乙から求められたときは、実習生の実習内容等について証明を行うものとする。

第９ 誓約書の提出

甲は、実習生から第６、第７の規定を遵守する旨の誓約書を提出させることができる。

第１０　その他

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、並びに改正の必要が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

　　令和５年（２０２３年）　　月　　日

甲　　熊本県

　　　　　　　　　　　　　　　 代表者　熊本県知事　蒲 島　郁 夫

乙　　○○大学

　 　　　○○学　長

【別紙】

甲が乙から受け入れるインターンシップ実習生

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　名 | 受入所属 | 受入期間 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |
| ４ |  |  |  |
| ５ |  |  |  |